

2025年9月12日

Angel's Gym 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

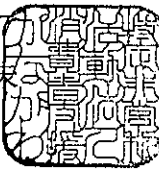
ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



申入れ及びお問合せ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

当方において、貴殿の「Angel's Gym」事業に関連して提供されているサイトページ及び「Angel's Gym ジム利用規約」の内容について調査・検討した結果、問題があると考えられる条項が認められましたので、別紙のとおり申入れ及び問い合わせをいたします。

つきましては、本書面到達後1か月以内を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、貴殿からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表させていただくことを念のため申し添えます。

敬具

<別 紙>

第1 問い合わせ事項

問合せ事項その1:「Angel's Gym」サイトページ (<https://angels-gym.com/>) の表示及び利用規約第二条第4項について

第二条 (会費について)

- 1.当ジムの会費は、社会経済情勢の変化に伴い変更する場合があります。
- 2.金額については、サイトの料金表をご確認ください。
- 3.会員は、実際のジムの有無にかかわらず、会費を支払う義務があります。
- 4.入会后1年はご滞在の条件での契約であります。万が一在籍期間内で退会される場合には、1年に満たないご滞在期間の月謝をお支払いいただきます。

1 問い合わせの趣旨

貴殿は、提供する「Angel's Gym」サイト（以下、「本件サイト」という。）にて、ジムの会員登録・利用申し込みを受け付けており、これは通信販売（特定商取引法（以下、「特商法」という。）第2条第2項）あたるところ、当該申込に係る手続きが表示される映像面（以下、「最終確認画面」という。）において、現在、会費や解約に関する事項等の表示がどのようになされているか問い合わせ致します。現在の表示状況を確認するため、最終確認画面のハードコピー等をご提示ください。また、当該最終確認画面において特商法第12条の6第1項各号の表示事項、表示方法に沿った画面表示がなされているかを速やかにご検討の上、表示の修正を求めます。

2 問い合わせの理由

上記利用規約第二条第4項前段によれば、「入会后1年はご滞在の条件での契約」とあり、1年縛りの契約である旨規定されています。一方、本件サイトの「ご利用案内」のページ (<https://angels-gym.com/userguide.html>) の「メンバー登録」の欄には、「メンバーご利用料金」として、

入会金	5,000 円(税込)
事務手数料	3,000 円(税込)
月会費	7,000 円(税込)/月

との表示があり、その画面表示からは、月会費制であると認識され、1年縛りの契約であることは読み取れません。仮に、上記規定のとおり入会后1年間の契約ということであると、最終確認画面に1年間の利用料金総額の画面表示が必要になります（特商法12条の6第1項2号、11条1号）。

また、上記規定の「万が一在籍期間内で退会される場合には、1年に満たない

ご滞在期間の月謝をお支払いいただきます。」との規定は、中途解約した場合に残りの期間の会費を全額払わなければならないという趣旨だとしますと実質的には中途解約に伴う違約金の規定と同等と考えられます。その場合には、解約時に違約金その他の不利益が生じる契約内容として、「申込みの撤回又は解除に関する事項」に当たり、当該事項につき画面表示が必要となります（特商法 12 条の 6 第 1 項 2 号、11 条 5 号）。

そして、特商法 12 条の 6 第 1 項各号に規定されている表示事項の表示方法については、消費者が明確に認識できるような方法による必要があります。すなわち、当該表示事項につき、原則として網羅的に表示されることが望ましいとされるところ、リンク表示や参照ページの形で表示する場合には、最終確認画面において消費者が明確に確認できるようなリンク表示や参照方法に係る表示をし、かつ、当該リンク先や参照ページに当該事項を明確に表示することが求められています（消費者庁「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」5 頁、7 頁参照）。しかしながら、本件サイトのご利用案内のページにおいては、解約に関する事項等につきリンク表示や参照ページの表示自体を確認することができず、次のとおり、消費者自らが利用規約の PDF をダウンロードして確認し、加入ボタンを押す旨の記載があるのみとなっているようです。

3.入会手続きページ

当サイトからジム利用規約が PDF にてダウンロード可能です。
よくお読みになり、ご同意を頂いたうえでお申し込み下さい。
未成年の方もご入会頂けます。
※親権者の同意が必要です。
加入ボタンで登録画面へ進みます。

したがって、本件サイトページにおいては、特商法第 12 条の 6 第 1 項各号の表示事項、表示方法に沿った画面表示がなされていないという疑義があります。ついては、本件サイトの利用申し込みに係る最終確認画面の表示状況が確認できる当該画面のハードコピー等の提出をお願いします。併せて、特商法第 12 条の 6 第 1 項各号の表示事項、表示方法に沿った画面表示になるよう修正を検討してください。

問合せ事項その 2：利用規約第二条第 4 項後段について

1 問い合わせの趣旨

前述しましたとおり、上記利用規約二条第 4 項後段は、1 年に満たない期間に中途解約した場合に残りの期間の会費を全額払わなければならない旨規定して

おり、実質的には中途解約に伴う違約金の規定と同等の規定と考えられます。そこで、この違約金の額が、消費者契約法（以下、「消契法」という。）第9条1項1号が規定する「平均的な損害の額」の範囲内といえるかにつき合理的理由をご説明ください。

2 問い合わせの理由

損害賠償額の予定又は違約金について、消契法9条1項1号は、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」は無効とする旨規定しています。したがって、上記規約における当該違約金の額（残りの期間の月会費全額）がこの「平均的な損害の額」を超える場合には、消契法9条1項1号に抵触し上記規約は無効となり得ます。

したがって、当該違約金（残りの期間の月会費全額）について、その額が上記平均的な損害の範囲内といえるかにつき合理的な理由がありましたらご説明いただきたく、問い合わせ致します。

第2 申入れ事項

申入れ事項その1：利用規約第十一条第1項について

第十一条（ジム施設の利用制限）

1. 当ジムは、次の理由により施設の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、会員の会費等の支払い義務が縮減または停止されることはありません。
 - (1) 気象災害等により、会員にその被害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めたとき。
 - (2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
 - (3) 法令の制定、行政指導、社会経済の著しい変化。その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - (4) ジムが休業を必要と認めるとき。

1 申入れの趣旨

上記利用規約第十一条1項各号の事由によるジム施設の利用が制限される場合でも、「会員の会費等の支払い義務が縮減または停止されることはありません」とする規定は、消費者の利益を一方的に害するものとして消契法第10条に抵触し無効となると考えますので、当該規約の使用の停止及び削除ないし文言の修正を求めます。

2 申入れの理由

上記規約は、ジム施設の利用が制限される場合を各号に定めているところ、主に貴殿側の事由・事情により、利用が制限され、会員はサービスの提供を受

けられないにもかかわらず、施設の利用ができない間の会費の支払い義務を会員に課している点で、消費者の利益を一方的に害するものと考えます。

したがって、上記規約の使用の停止を求めるとともに、上記規約の削除ないし文言の修正を求めます。

申入れ事項その２：利用規約第十三条第１項について

第十三条（賠償責任）

1.当内で発生した紛失、盗難、傷害 その他の事故については、当ジムは、その故意または、重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

1 申入れの趣旨

上記利用規約第十三条第１項は、貴殿に過失がある場合にも、債務不履行又は不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除している点で、消契法第８条１項１号及び３号に抵触し無効となると考えますので、当該規約の使用の停止及び削除ないし文言の修正を求めます。

2 申入れの理由

上記規約は、その故意または重過失による場合を除いて、「当内で発生した紛失、盗難、傷害 その他の事故については、・・・一切の責任を負いません。」と規定しており、貴殿に過失がある場合においても債務不履行又は不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除しています。この点、消契法第８条１項１号及び３号に抵触し無効となると考えます。

したがって、上記規約の使用の停止を求めるとともに、上記規約の削除ないし文言の修正を求めます。

申入れ事項その３：利用規約第十三条第３項について

第十三条（賠償責任）

3.会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生したのについても、その同伴したビジターと連帯して責任を負わなければなりません。

1 申入れの趣旨

上記利用規約第十三条第３項は、会員自身の帰責事由がない場合にも、会員は同伴したビジターの不法行為責任（損害賠償責任）を常に負わされるという点で、消費者の利益を一方的に害するものとして消契法第１０条に抵触し無効となると考えますので、当該規約の使用の停止及び削除ないし文言の修正を求めます。

2 申入れの理由

上記規約によれば、会員は、ビジターを同伴したという関係がある限り、会員

に帰責事由がなくとも、常にビジターの損害賠償義務を負担させられるということになり、民法の適用の場合に比し、会員の利益を一方的に害するものと考えます。

したがって、上記規約の使用の停止を求めるとともに、上記規約の削除ないし文言の修正を求めます。

以上